

◎新潟県告示第817号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
大川漁業協同組合  
村上市温出472番地28
- 2 漁業権の免許番号  
内共第2号
- 3 変更の内容

新	旧																												
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p><b>第7条</b> 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に指定する方法により納付するときは700円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">竿釣又はかに籠による遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 35%;">漁具、漁法</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止</td> <td style="text-align: center;">1日 <u>1,600円</u> (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 <u>6,000円</u> (700円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">うぐい いわな やまめ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿 釣</td> <td style="text-align: center;">1日 1,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 3,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">もくずが に</td> <td style="text-align: center;">竿 釣</td> <td style="text-align: center;">1年 2,000円 (700円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*遊漁料の欄の（ ）書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。</p>	魚種	漁具、漁法	遊漁料	あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止	1日 <u>1,600円</u> (700円)	1年 <u>6,000円</u> (700円)	うぐい いわな やまめ	竿 釣	1日 1,000円 (700円)	1年 3,000円 (700円)	もくずが に	竿 釣	1年 2,000円 (700円)	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p><b>第7条</b> 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に指定する方法により納付するときは700円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">竿釣又はかに籠による遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 35%;">漁具、漁法</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止</td> <td style="text-align: center;">1日 <u>1,500円</u> (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 <u>5,700円</u> (700円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">うぐい いわな やまめ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿 釣</td> <td style="text-align: center;">1日 1,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 3,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">もくずが に</td> <td style="text-align: center;">竿 釣</td> <td style="text-align: center;">1年 2,000円 (700円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*遊漁料の欄の（ ）書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。</p>	魚種	漁具、漁法	遊漁料	あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止	1日 <u>1,500円</u> (700円)	1年 <u>5,700円</u> (700円)	うぐい いわな やまめ	竿 釣	1日 1,000円 (700円)	1年 3,000円 (700円)	もくずが に	竿 釣	1年 2,000円 (700円)
魚種	漁具、漁法	遊漁料																											
あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止	1日 <u>1,600円</u> (700円)																											
		1年 <u>6,000円</u> (700円)																											
うぐい いわな やまめ	竿 釣	1日 1,000円 (700円)																											
		1年 3,000円 (700円)																											
もくずが に	竿 釣	1年 2,000円 (700円)																											
魚種	漁具、漁法	遊漁料																											
あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止	1日 <u>1,500円</u> (700円)																											
		1年 <u>5,700円</u> (700円)																											
うぐい いわな やまめ	竿 釣	1日 1,000円 (700円)																											
		1年 3,000円 (700円)																											
もくずが に	竿 釣	1年 2,000円 (700円)																											